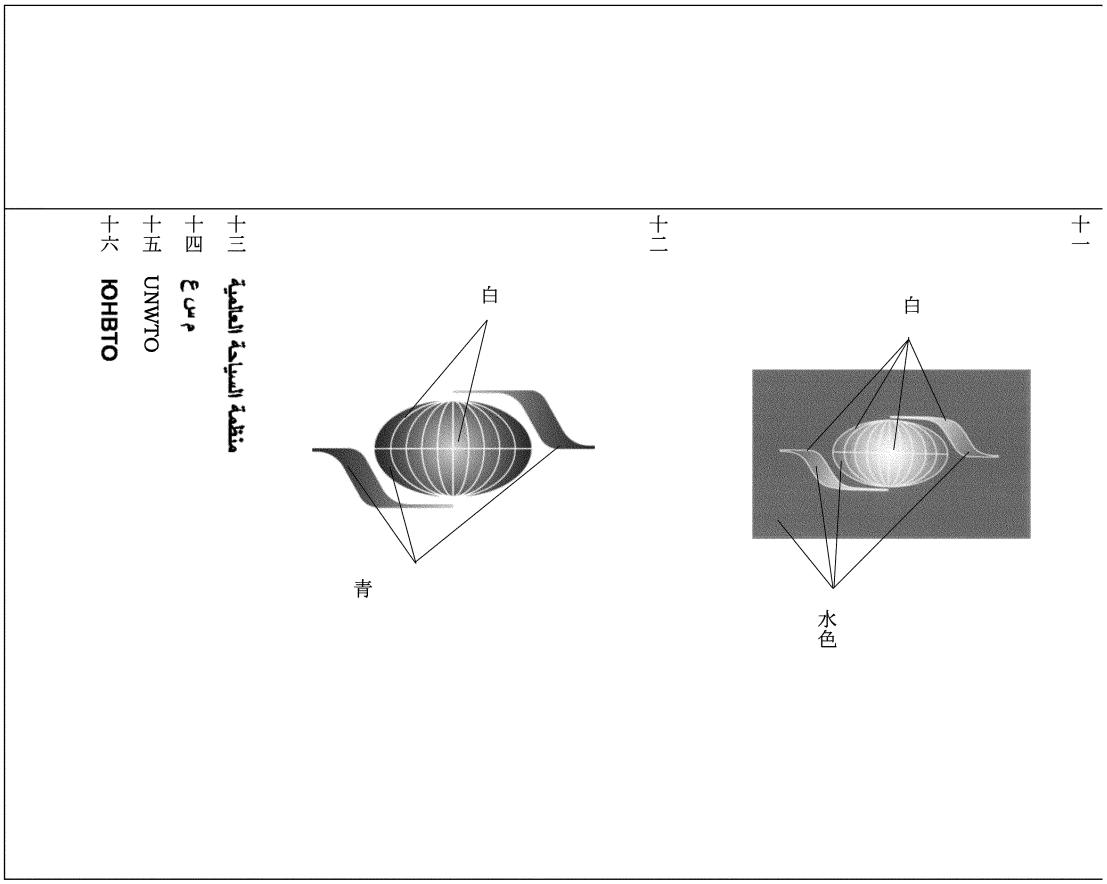
別表第四中世界観光機関の項に次のように加える。



附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月二十六日

経済産業大臣　海江田万里

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第一条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充**塡**する場所及び第四十二号に規定する当該ガスの充**塡**容器に係る容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）には、隣接する当該ガスを容器に充**塡**する場所における火災等の原因により車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置を講ずること。

第六条第一項第三十九号及び第四十二号ヌ中「及び酸素」を「、酸素及び三フッ化窒素」に改める。

第六条第二項第一号に次のように加える。

ヘ　三フッ化窒素の充**塡**容器等のバルブは、静かに開閉すること。

第六条第二項第二号ヘ中「酸素」の下に「又は三フッ化窒素」を加え、「充てん」を「充**塡**」に改め、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　三フッ化窒素を容器に充**塡**する場所には可燃性物質（車両に固定した容器等の車両を除く。）を置かないこと。

第六条第二項第七号イ中「毒性ガス」の下に「（経済産業大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第七条第三項第一号、第七条の二第二項第一号及び第七条の三第三項第一号中「リ」を「ヌ」に改める。

第八条第一項第四号中「及び酸素」を「、酸素及び三フッ化窒素」に改め、同条第二項第一号ヌ中「第二号チ及びリ」を「第一号ヘ並びに第二号ヘ、ト、リ及びヌ」に改める。

第十二条第二項第二号中「及びニ」を「、ニ及びヘ」に、「充てん」を「充**塡**」に、「ニ及びホ」を「ニ、ホ及びト」に改め、同項第三号中「酸素」の下に「又は三フッ化窒素」を加え、「充てん」を「充**塡**」に改める。

第十三条第三号中「及びニ」を「、ニ及びヘ」に、「ニ及びホ」を「ニ、ホ及びト」に改める。

第十八条第一号に次のように加える。

ト　三フッ化窒素の貯槽のバルブは、静かに開閉すること。

第四十九条第一項第十四号中「又は酸素」を「、酸素又は三フッ化窒素」に改める。

第五十条第八号中「又は酸素」を「、酸素又は三フッ化窒素」に、「充てん」を「充**塡**」に改める。

第六十条第十号中「又は酸素」を「、酸素又は三フッ化窒素」に、「若しくは酸素」を「、酸素若しくは三フッ化窒素」に改め、同条第十二号中「及び酸素」を「、酸素及び三フッ化窒素」に改め、同条第十五号中「酸素」の下に「又は三フッ化窒素」を加える。

第六十二条第五号中「酸素」の下に「又は三フッ化窒素」を加える。

第八十二条第三項中「前二項の規定にかかわらず」の下に「、定置式製造設備（第六条第一項第二十八号の二に規定する措置に限る。）」を加える。

別表第一第一項第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器の破裂防止のための措置	二十九の二　第六条第一項第二十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充**塡**する場所及び当該ガスの充**塡**容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。